

自然再生事業の進め方

1 事業メニュー

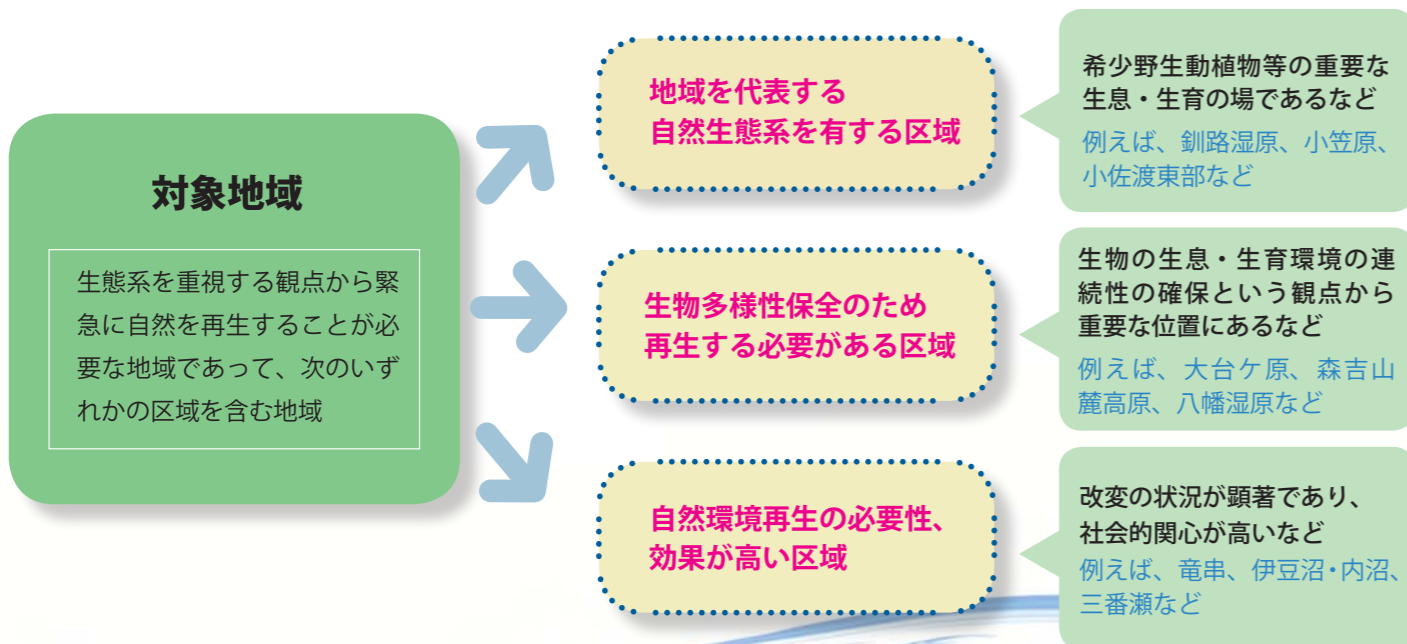
自然再生事業は、多様な主体の参画のもと生態系の観点から十分な事前調査を行い、科学的知見に基づき実施されることが重要です。



※1 「国立公園、国立公園および国指定鳥獣保護区以外の地域」（その他地域）について、平成14から16年度の間は補助金の対象であったが、平成17年度 of 自然環境整備交付金の創設時にその対象外となった。
 ※2 平成19年度から新規に着手する国指定鳥獣保護区における自然再生事業は、国直轄の保全事業として実施する。

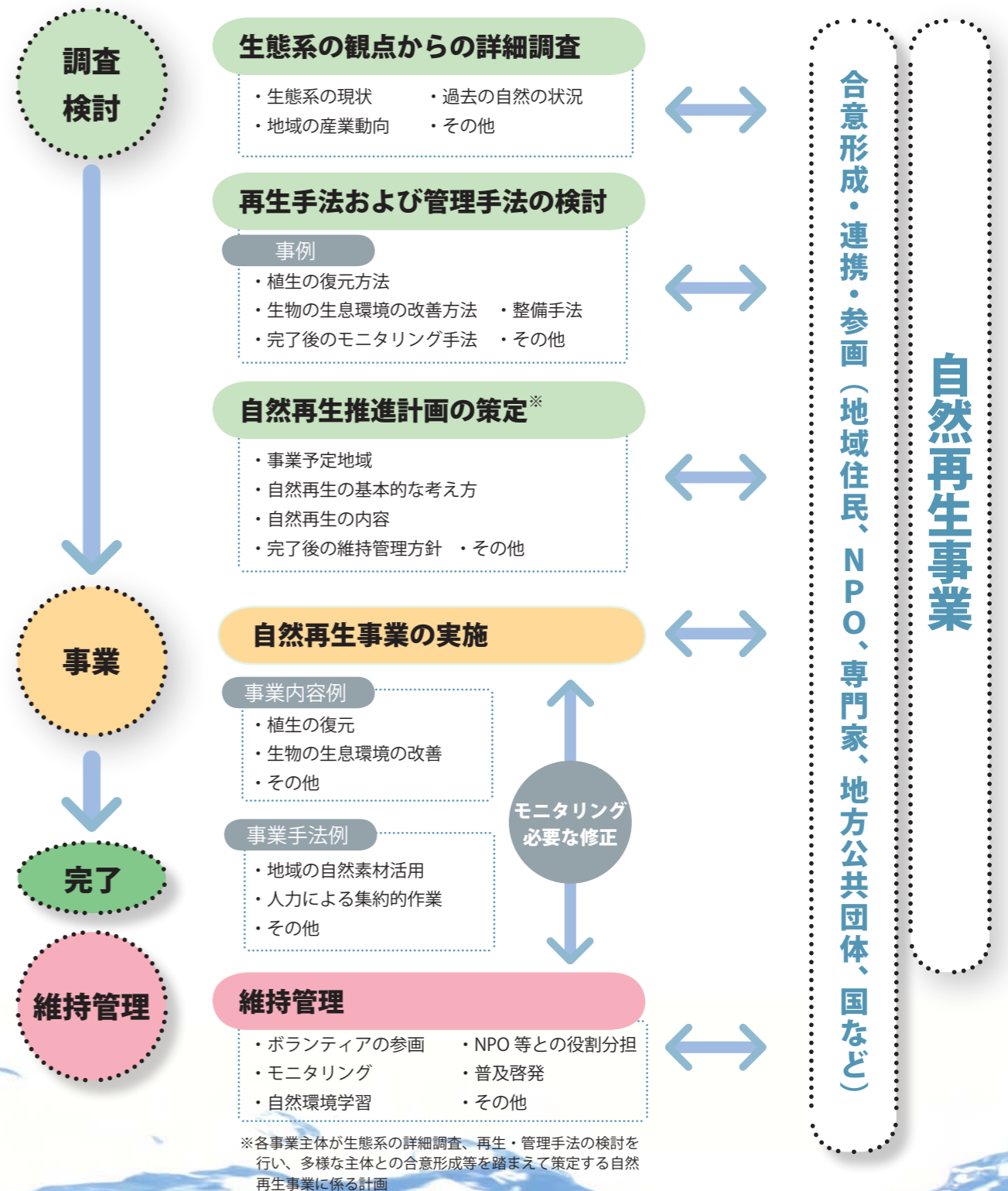
2 対象地域

自然再生を行う地域は、自然生態系、生物多様性といった観点から選定される必要があります。



3 調査・事業の流れ

調査の実施や計画の策定、事業の実施、完了後の維持管理に至るまでの流れの例を以下に示します。



※各事業主体が生態系の詳細調査、再生・管理手法の検討を行い、多様な主体との合意形成等を踏まえて策定する自然再生事業に係る計画